

平成28年度臨時福祉給付金のお知らせ

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。

○支給対象者（次の条件をすべて満たす方）

1. 平成28年1月1日において羅臼町に住民票のある方
2. 平成28年度の住民税が課税されてない方（納税通知書が届いていない方）
※ ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や、生活保護の受給者は対象外です。

○支給額

対象者1人につき 3,000円

○申請受付期間

平成28年9月26日（月）から平成29年1月26日（木）まで

○申請方法

右の申請書を使用し、役場1階 保健福祉課窓口にて申請してください。

○必要なもの

- ・申請者全員分の本人確認書類（免許証・保険証等）
- ・印鑑
- ・振込を希望する金融機関の預金通帳、またはキャッシュカード
- ・代理申請を希望する場合は、代理人の本人確認書類

上記、「臨時福祉給付金」の支給対象者で、平成28年4月分、または5月分の障害基礎年金、もしくは遺族基礎年金等を受給している方は、「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」として対象者1人につき3万円を支給します。

ただし、平成28年5月9日から平成28年8月9日まで受付を実施した「高齢者向け給付金」を受給した方は対象外です。

【申請方法に関するお問い合わせ】

羅臼町役場 保健福祉課 TEL0153-87-2161

【住民税の課税に関するお問い合わせ】

羅臼町役場 税務財政課 TEL0153-87-2113

◆給付金をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意下さい!◆